

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (I) 教育に関する目標 2. 各中期目標の達成状況 ③ 教育の実施体制等に関する目標 (特記すべき点) (改善を要する点)</p> <p>【原文】 中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」について、小項目「教職員の適切配置により、質の高い教育の実施体制を確立する」ための具体的措置として、教育の目的・目標を周知することを掲げている。しかしながら、様々な周知が質の高い教育の実施体制の確立に結び付いているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断される。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 小項目(中期目標)「教職員の適切配置により、質の高い教育の実施体制を確立する」は、当該中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」のほか、「年齢構成や性別、実務経験等にも配慮した適切な教員配置の実現に努める」等5つの中期計画の実施を以て、その結果、達成するものである。 本学では教員は、原則、公募制を採り、各部局の教授会において厳正な審査のもと採用され、また、職員についても、試験採用を以て業務遂行に必要な能力を審査の上で採用されている。 加えて、質の高い教育の実施には、上記の審査を経て採用された教員の適正配置及び教員個々人の教授能力のほか、授業を実施する教員及び教育をサポートする職員それぞれが持つ「教育に対するモチベーション」を高めることが不可欠である。</p>	<p>【対応】 記載の一部を修正する。</p> <p>【理由】 正確を期すために、記載の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」について、様々な周知の取組が質の高い教育の実施体制の確立に十分結び付いているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断される。</p>

当該中期計画は、それら厳正な審査により採用された教職員に対して本学の教育に関する基本理念（目的・目標）を周知することで、所属教職員が教育に対する志を同じくして、本学が目指す質の高い教育を実施（中期目標を達成）していく上での基盤となる計画である。

大学における教育活動に関し見識をお持ちのピア・レビューの方々には上記理由にご賛同いただけると確信している。

また、貴機構の判断は以下の点について論理的矛盾があるのではないか。

・「様々な周知が質の高い教育の実施体制の確立に結びついているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断」：

貴機構の判断では、当該中期計画が小項目と結びつかないため、中期計画が実施されていないとあり、当該計画の実施状況それ自体が分析・判断されたのか不明瞭である。

当該中期計画が実施（達成）され、小項目と結びついているということは、今回提出した達成状況報告書（別添資料含む）及び上記説明から明らかである。

よって、貴機構の「様々な周知が質の高い教育の実施体制の確立に結びついているとは認められない」という指摘は妥当性に欠けるため、削除を求めるものである。

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (Ⅲ) その他の目標 2. 各中期目標の達成状況 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標 〈特記すべき点〉 〈改善を要する点〉</p> <p>【原文】 中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」について、小項目「継続的な教育機会の提供を始めとして多様な教育サービスを提供し、社会との連携・協力体制を強化する」ための具体的措置として、教育の目的・目標を周知することを掲げている。しかしながら、様々な周知が社会との連携・協力体制の強化に結び付いているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断される。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 小項目（中期目標）「継続的な教育機会の提供を始めとして多様な教育サービスを提供し、社会との連携・協力体制を強化する」は、当該中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」のほか、「春秋講義や市民講座、各部局主催の公開講座等を拡充し、最新の研究成果を分かりやすく解説することにより市民の知的啓発に努める」等7つの中期計画の実施を以て、その結果、達成するものである。 小項目の達成に求められる春秋講義・市民講座等多種多様な教育機会の提供状況は、今回提出した達成状況報告書で説明したとおりである。 これら、継続的な教育機会の提供を始めとした多様な教育サービスを提供する体制を強化するためには、本学の基本理念のう</p>	<p>【対応】 記載の一部を修正する。</p> <p>【理由】 正確を期すために、記載の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>中期計画「学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する」について、様々な周知の取組が社会との連携・協力体制の強化に十分結び付いているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断される。</p>

ち、「教育」のみならず、「社会との関係」についても、大学の社会貢献に対する教職員の意識を高める必要があり、この点については、平成16～19年度評価時に提出した達成状況報告書で説明しているところである。（当該内容は改めて説明するまでもないと判断し、今回提出の達成状況報告書では説明していない。）

学外者に対して本学の基本理念（教育・社会との関係等）を周知することは、本学が提供する継続的な教育機会（春秋講義、市民講座のみならず、社会人のための大学院コース、聴講生、科目等履修生、研究生等）と社会への貢献の関係を一層明確とし、学外者にご理解いただいた上で参加（受講）していただくための必須の事項であると考え、今回、達成状況報告書で説明したところである。

なお、この点について、貴機構のご指摘に「具体的措置として、教育の目的・目標を周知すること」とあるが、本学が今回（平成16～19年度評価時も同様であるが）提出した達成状況報告書内では、教育のみに限定した周知とは一切言及していないことにご留意いただきたい。

このように、当該中期計画は、小項目「継続的な教育機会の提供を始めとして多様な教育サービスを提供し、社会との連携・協力体制を強化する」を達成していく上での基盤となる計画である。

大学に対して求められる社会との連携に関し見識をお持ちのピア・レビューの方々には上記理由にご賛同いただけるのと確信している。

また、貴機構の判断は以下の点について論理的矛盾があるのではないか。

・「様々な周知が社会との連携・協力体制の強化に結びついているとは認められないことから、中期計画は十分には実施されていないと判断」：

貴機構の判断では、当該中期計画が中期目標と結びつかないため、中期計画が実施されていないとあり、当該計画の実施状況それ自体が分析・判断されたのか不明瞭である。

当該中期計画が実施（達成）され、中期目標と結びついているということは、今回提出した達成状況報告書（別添資料含む）及び上記説明から明らかである。

よって、貴機構の「様々な周知が質の高い教育の実施体制の確立に結びついているとは認められない」という指摘は妥当性に欠けるため、削除を求めるものである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>【原文】 <u>平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u> <u>(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)</u> ○ 「部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って定期的に実施する」(実績報告書47頁・中期計画【212】)について、第1期中期目標期間に実施対象となっている部局のうち、医学研究科等において、自己点検・評価もしくは外部評価を実施していないことから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である (理由) 中期計画の記載12事項中11事項が「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「<u>中期計画を十分には実施していない</u>」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【評定】 中期目標の達成状況が良好であ</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、実績報告書等の作成、資料の提出等に当たっては、実施状況の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、全体評価の記載のうち、自己点検・評価の記述を削除する。</p>

る

(理由) 中期計画の記載12事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

【理由】

平成22年7月9日に貴国立大学法人評価委員会より本学に照会がございました「中期計画【212】『部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って、定期的に実施する』（実績報告書47頁）について、自己点検・評価の実施対象となっている部局ごとに、第1期中期目標期間における自己点検・評価の実施状況や外部評価の実施状況を、下記の記入例を参考に作成願います。」に関して、「自己点検・評価の実施対象となっている部局」ではなく、本学の部局全てを挙げて一覧表を作成・提出しました。

一方、自己点検・評価の実施調査の対象とすべき部局は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」のうち、専任教員の配置により構成されている、学部、大学院及び研究科等（第15条及び第25条）17部局、附置研究所（第30条）13部局、全国共同利用施設（第45条）4部局の計34部局が該当するものと考えております（別添資料1参照）。これは、大学評価・学位授与機構が実施する教育研究評価の現況分析対象となる学部・研究科等と一致いたします。

（その他の学内共同教育研究施設、外部資金により設置したユニット等については、自己点検・評価の実施を部局の自主的判断に任せており、参考までに毎年、取組状況を調査しております。）

この評価実施対象となる34部局すべてが自己点検・評価または外部評価を実施しており、中期計画【212】に関する部局の自己点検・評価の実施率は100%であり、中期計画を十分に実施していると判断した次第で

ございます。

平成22年8月23日に文部科学省において実施されましたヒアリングの場で、自己点検・評価を実施していない旨を問われた医学部・医学研究科でございますが、平成19年度に、学部・研究科別に、別添のとおり自己点検・評価を実施しておりました（別添資料2、3参照）。学内の調査不備でございます。この場を借りてお詫び申し上げます。

なお、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）において、大学に対して大学教育の質の維持・向上を図るシステム（内部質保証システム）の構築が求められており、また、貴委員会が策定している「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」においても、評価の重要性の否定や後退につながることはないよう、着実な自己点検・評価の取組の実施が求められているところでございます。これらの趣旨を真摯に受け止め、今後も一層、着実な自己点検・評価を実施していく所存でございます。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 1 文学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「関係者からの評価」については、平成20年度より卒業生に対するアンケートを実施し、その内容を公開しているが、<u>就職先等の関係者からのアンケートの実施は同窓会等の一部にとどまり、文学部として組織的に関係者からの聴取がなされていないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「関係者からの評価」については、平成20年度より卒業生に対するアンケートを実施し、その内容を公開している。また、<u>就職先等の関係者からのアンケートを実施しており、文学部として組織的に関係者からの聴取がなされていることから、期待される水準にあると判断される。</u></p> <p><u>以上の点について、文学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、文学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u></p> <p>【理由】</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、関係者からの評価として十分なものではなく、判定を変えうるまでには至っていないため。</p>

平成16～19年度の評価において、貴機構からのご指摘を受け、平成20年度より卒業生に対するアンケートを実施している。また、就職先等の関係者からの意見聴取として、本学部同窓会である以文会の場において意見聴取を実施している。

今回の貴機構の判断理由に「就職先等の関係者からのアンケートの実施は同窓会等の一部にとどまり、文学部として組織的に関係者からの意見聴取がなされていない」とあるが、この同窓会の場での意見聴取は副研究科長を含む教員が文学部の現状とアンケートの趣旨の説明をしたうえで、組織的に実施しているものである。組織的に実施しているからこそ、今回提出した顕著な変化についての説明書で説明しているとおり、「専門知識がある」や「自主性がある」等7つの聴取項目が設定され、その後、集計・分析され、ホームページで公開している。

また、「同窓会等の一部にとどまり」とのご指摘であるが、当該同窓会の場には、受入先企業の人事関係者等や、進学先の指導教員が本学部同窓生としており、効率的なアンケートの実施という観点から実施したものである。

上記のとおり、貴機構から平成16～19年度の評価においてご指摘いただいた内容を平成20、21年度に実施し、関係者からの評価も好意的な内容であることから、観点「関係者からの評価」は期待される水準にあると考える。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 2 文学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「学業の成果に関する学生の評価」については、平成21年度には大学院生を対象としてアンケートを行っているが、回収率が39%にとどまり、組織としての結果の共有の方法が冊子の配布とウェブサイトでの公開にとどまる点及びアンケート調査が一部の授業に関するものであり、研究科全体の学業の成果を把握する上で十分とはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 期待される水準にある</p> <p>【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については、平成21年度に大学院生を対象としたアンケートを実施し、満足度についておおむね良い結果であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。 以上の点について、文学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、文学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</p>	<p>【対応】 判定は原案のとおりとする。ただし、意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 本観点は学生からの意見聴取の結果等から、学業の成果について判断するものであるが、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、学業の成果を判断する上で十分なものではなく、判定を変えようまでには至っていないため。なお、正確を期すため、以下のとおり修正する。</p> <p>【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については、平成21年度には大学院生を対象としてアンケートを行っているが、アンケート調査が一部の授業に関するものであり、学業の成果を把握する上で十分とはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。</p>

【理由】

今回の評価において、学生の評価を確認するためのアンケートを実施しているが、「回収率が39%に留まる」、「組織としての結果の共有の方法が冊子の配布とウェブサイトでの公開にとどまる」、「アンケート調査が一部の授業に関するものであり、研究科全体の学業の成果を把握する上で十分とはいえない」という理由で期待される水準を下回ると判断されている。

これらの点について、以下の説明・理由から、判定・判断理由の変更を求めるものである。

まず、「回収率が39%に留まる」という点についてであるが、アンケートは学生の協力の下に実施されるものであるため、回収率が低い場合もやむを得ないのではないかと。回収率の高低を問題にするのであれば、貴機構は予め基準となる割合を示した上で、全ての大学の現況調査表に挙げられているアンケート調査の分析に際し、回収率を確認した上で一律の判断を下す必要がある。

(参考までに、貴機構が実施した平成16～19年度の評価において、同じ人文科学系に属する他大学文学研究科では、修士課程学生3名、博士後期課程学生1名へのグループインタビューの実施結果を以て、「判断のためのデータ資料が質量ともにやや不足している」が期待される水準にあると判断されている。このように、当該大学の収容定員からすると、約1%程度の学生からの評価にしか過ぎない根拠・データを以ての判断となっており、同じ人文科学系に属する大学間の評価結果に温度差が生じていると考えられる。)

次に、「組織としての結果の共有の方法が冊子の配布とウェブサイトでの公開にとどまる」という点についてであるが、貴機構が定める「実績報告書作成要領」の29頁「教育水準」の分析に当たって根拠となる資料・データ例の「観点4-2学業

の成果に関する学生の評価」には、「この観点では、・・・照らして、学生からの意見聴取の結果等から、教育の成果があがっているかについて把握します」と分析の観点（視点）が説明され、資料・データ例にも「学業の成果の到達度や満足度を示す調査結果」とのみあり、組織としての結果の共有（検証の実施）まで求められているとは到底読み取れない。貴機構が定める要領に明記されている以上の事項の実施の有無を求めることは評価の公平性の観点から問題があるのではないか。

なお、この点について、参考までに、本研究科では、自己点検・評価委員会（各専攻から少なくとも1名の委員が参加）において分析・調査した結果は、教授会で報告・確認された上で、全教員にフィードバックされており（以上までのプロセスは研究科としては当然のこととして説明していない）、その後、今回の説明書にも明記しているとおり冊子体の報告書の刊行及びウェブサイトでの公開とすることで、教員のみならず学生にもフィードバックする形となっていることを申し添える。

最後に、「アンケート調査が一部の授業に関するものであり、研究科全体の学業の成果を把握する上で十分とはいえない」という点について、確かにすべての授業を対象にアンケートを実施していない。これは本研究科の教育の中心は少人数教育であり、その少人数教育の核となる演習に対してアンケートを実施（作為抽出）することにより、本研究科が提供する授業全体に対する様相が判明すると考えたためである。このアンケートの実施に際しては、特定の専攻に偏ることなく、それぞれの専攻の代表的な演習授業を対象としている。

（この点についても、先に挙げた他大学文学研究科が作成した現況調査表では、学業成果に関する満足度ではなく、「施設・設備」「生活環境」「教員・事務との関係」といった学生生活実態調査の結果を挙げて説明しており、「判断のためのデータ資

料が質量ともにやや不足している」が期待される水準にあると判断されている。))

また、学生の満足度について、今回提出した「IV学業の成果」・観点「学業の成果に関する学生の評価」に関する顕著な変化についての説明書ではないが、併せて提出した別の分析項目「V進路・就職の状況」・観点「関係者からの評価」に関する顕著な変化についての説明書の中に、平成20年度に実施された修了者に対するアンケート結果を示しているところである。

当該アンケート結果では、修士課程修了者の92%、博士後期課程修了者の77%から、文学研究科で学んだことについて「十分満足」或いは「それなりに満足」との結果を得ており、これは本研究科における学業の成果に対する満足度の高さを表している。このことから、観点「学業の成果に関する学生の評価」は期待される水準にあると考えられる。なお、上述した資料(修了生へのアンケート結果)は当該申立てとは別の分析項目・観点に関してではあるが、既に貴機構へ提出済みのものであり、新たな資料・データではない。大局的かつ総合的なご判断をいただきたい。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 2 文学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「関係者からの評価」については、平成20年度より修了生に対するアンケートを実施し、その内容を公開しているが、<u>就職先等の関係者からのアンケートの実施は同窓会等の一部にとどまり、文学研究科として組織的に関係者からの聴取がなされていないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「関係者からの評価」については、平成20年度より修了生に対するアンケートを実施し、その内容を公開している。また、<u>就職先等の関係者からのアンケートを実施しており、文学研究科として組織的に関係者からの聴取がなされていることから、期待される水準にあると判断される。</u></p> <p><u>以上の点について、文学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、文学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u></p> <p>【理由】</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、関係者からの評価として十分なものではなく、判定を変えうるまでには至っていないため。</p>

平成16～19年度の評価において、貴機構からのご指摘を受け、就職先等の関係者からの意見聴取として、本学部同窓会である以文会の場において意見聴取を実施している。

今回の貴機構の判断理由に「就職先等の関係者からのアンケートの実施は同窓会等の一部にとどまり、文学研究科として組織的に関係者からの意見聴取がなされていない」とあるが、この同窓会の場での意見聴取は副研究科長を含む教員が研究科の現状とアンケートの趣旨の説明をしたうえで、組織的に実施しているものである。組織的に実施しているからこそ、今回提出した顕著な変化についての説明書で説明しているとおり、「専門知識がある」や「自主性がある」等7つの聴取項目が設定され、その後、集計・分析され、ホームページで公開している。

また、「同窓会等の一部にとどまり」とのご指摘であるが、当該同窓会の場には、受入先企業の人事関係者等や、進学先の指導教員が本学研究科同窓生としており、効率的なアンケートの実施という観点から実施したものである。

上記のとおり、貴機構から平成16～19年度の評価においてご指摘いただいた内容を平成20、21年度に実施し、関係者からの評価も好意的な内容であることから、観点「関係者からの評価」は期待される水準にあると考える。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 3 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>留年の主要な理由を大学院への進学再挑戦、留学、就職再挑戦とし、そのための方策があげられているが、留年率は改善せず、具体的な成果があったとは認められないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>留年率は漸次改善してきており、学年別ガイダンスを実施し学年別の課題に対応するほか、クラス担任を配置するなど組織として対応しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、<u>学業の成果は、教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u></p> <p>【理由】 平成16～19年度評価において、貴機構は</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、判定と判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 大学情報データベースを確認したところ、意見の内容が確認できたため、以下のとおり修正する。</p> <p>【判断理由】 (略) 上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、<u>判定を以下のとおり変更し、第1期中期目標期間における判定として確定する。</u></p> <p>【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>留年率は漸次改善してきており、学年別ガイダンスを実施し学年別の課題に対応するほか、クラス担任を配置するなど組織として対応しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、<u>学業の成果は、教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u></p>

「留年率が非常に多いこと」及び「その事態への対応が不明確」であることから、期待される水準を下回ると判断されたが、平成20、21年度において、以下のとおり留年率に変化があり、また、事態への対応を実施しており今回の判定について変更を求める。

〈留年率〉

平成19(2007)年度：5.8%

平成20(2008)年度：5.8%

平成21(2009)年度：4.5%

(大学情報データベース現況分析用データ分析集(16.1進級状況〈学部・研究科単位集計：学士課程〉)より転載)

最終年次に限って、既提出データから留年率を算出すると、

平成19(2007)年度：17.7%

平成20(2008)年度：17.0%

平成21(2009)年度：13.1%

(大学情報データベース調査票：4-5学生(休学者・退学者・転部転科者・留年者)、3-1学生(年次別)からそれぞれ、留年者・最高学年学生数を引用し割合を算出)

上記のとおり、留年率は改善してきている。

なお、貴機構が実施する教育評価は他校との相対評価を行うものではないが、貴機構の大学情報データベースによる教育系の全国平均(平成21(2009)年度：5.7%)からしても本学教育学部の留年率が際だって高いものではないことは明らかである。

〈事態への対応〉

学年別のガイダンスを実施し当該学年固有の課題に応じた対応を行っているほか、特に1・2年次にクラス担任を配置し、学業成績不振学生の早期発見と個別指導を重視したきめ細やかな相談・助言体制を確立している。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 12 医学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「「学業の成果に関する学生の評価」については、大学院医学研究科医学専攻博士課程在生を対象とするアンケート（平成21年度実施）が行われ、その結果として共通コースについての満足度が示されているが、<u>学生が身に付けた学力や能力等の検証が十分に行われていないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「「学業の成果に関する学生の評価」については、大学院医学研究科医学専攻博士課程在生を対象とするアンケート（平成21年度実施）が行われ、その結果として共通コースについて<u>74%の学生が満足しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。</u> <u>以上の点について、医学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u>」</p>	<p>【対応】 判定は原案のとおりとする。ただし、意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 本観点は学生からの意見聴取の結果等から、学業の成果について判断するものであるが、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、学業の成果を判断する上で十分なものではなく、判定を変えようまでには至っていないため。なお、正確を期すため、以下のとおり修正する。</p> <p>【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については、大学院医学研究科医学専攻博士課程在生を対象とするアンケート（平成21年度実施）が行われ、その結果として共通コースについての満足度が示されているが、<u>学業の成果を把握する上で十分とはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p>

【理由】

平成16～19年度に係る現況分析結果による「期待される水準を下回る」判断理由は、「学業の成果に関する学生の評価」について、研究科として組織的な意見聴取を行っていないことによるものと理解している。

この度、研究科では平成16～19年度の評価結果を真摯に受け止め、貴機構が求める「研究科としての組織的な意見聴取」を行い、学生の満足度を今回お示ししたところである。しかしながら、今回新たに、検証が十分でないことを判断理由に追加し、期待される水準を下回るとすることは評価の基準（視点）が首尾一貫しておらず、「評価の連続性」に関して問題である。

貴機構が定める「実績報告書作成要領」の29頁「「教育水準」の分析に当たって根拠となる資料・データ例」の「観点4-2 学業の成果に関する学生の評価」には、「この観点では、・・・照らして、学生からの意見聴取の結果等から、教育の成果があがっているかについて把握します」と分析の観点（視点）が説明され、資料・データ例にも「学業の成果の到達度や満足度を示す調査結果」とのみあり、検証の実施まで求められているとは到底読み取れない。

貴機構のこの度の判断は、評価の連続性に関して問題があり、対象校との間の信義則に反するものではないか。

よって、上記【申立内容】及び【修正文案】のとおり、【判定】及び【判定理由】の変更を申し立てるものである。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 20 人間・環境学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>課程修了者を対象とするアンケート調査は実施されているものの、学業・研究への従事時間、カリキュラム・教育への満足度にとどまり、当該研究科で身に付いた知識や能力等の「学業の成果」に関する学生の評価は問われていないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 【判定】 <u>期待される水準にある</u></p> <p>【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>課程修了者を対象とするアンケート調査で課程での学業・経験は進学先または就職先で役立つと思われると評価しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。</u> <u>以上の点について、人間・環境学研究所の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、人間・環境学研究所が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</u></p> <p>【理由】 今回の評価において、学生の評価を確認</p>	<p>【対応】 判定は原案のとおりとする。ただし、意見を踏まえ、記載の一部を修正する。</p> <p>【理由】 本観点は学生からの意見聴取の結果等から、学業の成果について判断するものであるが、現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、学業の成果を判断する上で十分なものではなく、判定を変えようまでには至っていないため。なお、正確を期すため、以下のとおり修正する。</p> <p>【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>課程修了者を対象とするアンケート調査は実施されているものの、学業・研究への従事時間、カリキュラム・教育への満足度にとどまり、学業の成果を把握する上で十分とはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u></p>

するためのアンケートを実施しているが、「学業・研究への従事時間、カリキュラム・教育への満足度にとどまり」、「当該研究科で身に付いた知識や能力等の「学業の成果」に関する学生の評価は問われていない」という理由で期待される水準を下回ると判断されている。

これらの点について、以下の説明・理由から、判定・判断理由の変更を求めるものである。

貴機構が実施した平成16～19年度の評価において、同じ総合科学系（融合）に属する他大学の研究科で、授業評価アンケートにおける総合満足度の結果を以て、「この点数のみから、学業の成果に関して学生の評価が高いとまでは断定できないが、授業に対する総合満足度が高い点数」であることから相応の成果があり、期待される水準にあると判断されているものがある。

また、別の大学では、修了生へのアンケートが実施され、一の設問「これまで受けた講義は研究の役に立っているか」は当該観点「学業の成果に関する学生の評価」に係るものであると思われるが、その他の質問「講義科目が専門に限らず幅広く選択できるか」、「シラバス・科目表はわかりやすいか」、「講義はわかりやすく行われているか」、「教室、ゼミ室の環境整備は十分か」に対する学生の満足度の高さをも含めて、相応の成果があり、期待される水準にあると判断されているものもある。

これら他大学における評価の根拠となったアンケート調査の項目は、本学人間・環境学研究科が平成21年度修士課程修了時アンケートで実施した項目「研究科の理念に沿った教育体制であったと思いますか」、「講義・演習等の配分は適切だったと思いますか」、「修士課程のカリキュラム・教育等は、実力をつける上で、上手く組み合わせていましたか」、「研究環境について、満足度を聞かせてください」と同等の内容であると思われる。

このように、同じ総合科学系（融合）に属する大学の研究科間で、学業の成果に対する学生の評価ではなく、授業等に対する満足度の結果を以て、「期待される水準にある」か否かの判断が分かれており、貴機構の判断に温度差が生じている。

なお、今回の評価において、別の分析項目「V進路・就職の状況」・観点「関係者からの評価」に関する顕著な変化についての説明書に添付しているアンケート結果から明らかであるとおおり、本研究科でも「大学院修士課程での学業・経験は進学先または就職先で役立つと思いますか」と、先に挙げた他大学の研究科における「期待される水準にある」との判断の根拠となる設問「これまで受けた講義は研究の役に立っているか」と同様の学業の成果に関する学生の評価に関する質問がなされている。

修了者150名のうち111名からアンケートを回収（回収率74%）し、その結果、「役立つ」が67%、「どちらかという役立つと思う」が18%、計85%が役立つと回答があった。

上述した資料は当該申立てとは別の分析項目・観点に関してではあるが、既に貴機構へ提出済みのものであり、新たな資料・データではなく、当初の顕著な変化についての説明書に添付していたアンケート結果と同時に実施されたアンケートの結果である。他大学における評価結果を勘案の上、大局的かつ総合的なご判断をいただきたい。

以上のことから、観点「学業の成果に関する学生の評価」は期待される水準にあると考えられ、もう1つの観点「学生が身に付けた学力や資質や能力」の判断結果と合わせて、分析項目「学業の成果」は本学人間・環境学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と考えられる。